

入 札 説 明 書

「令和 8 年度 京浜臨海部立地企業動向調査」業務委託
(令和 8 年 5 月 7 日付け公告分)

京浜臨海部再編整備協議会事務局
(神奈川県政策局自治振興部地域政策課)

この入札説明書は、本入札に係る公告及び次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 神奈川県財務規則（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）
- (4) 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和 40 年神奈川県規則第 106 号）

1 調達内容

- (1) 業務名
「令和 8 年度 京浜臨海部立地企業動向調査」業務委託
- (2) 業務内容及び契約の条件等
入札説明書、仕様書及び契約書（案）のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日（水）まで
- (4) 履行場所
横浜市中区日本大通 1（神奈川県庁）ほか

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 実務経験年数が 10 年以上あること。
- (3) 令和 4 年度から令和 7 年度までにおいて、1,000 件以上のデータを扱う市場調査・都市計画・企業誘致・意向調査のいずれかに関する調査実績を 10 件以上有すること。
- (4) (3)の調査実績のうち、1 つ以上は官公庁の実績を有すること。
- (5) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）に営業種目として「調査業務委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (6) 神奈川県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

3 入札に関する事務を担当する所属

郵便番号 231-8588

所在地 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 5 階

機関名 京浜臨海部再編整備協議会事務局
(神奈川県政策局自治振興部地域政策課)

担当：野本、池谷

電話番号 (045)210-1111 内線 3256

4 入札参加者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請期限までに、京浜臨海部再編整備協議会事務局<keihin.63@pref.kanagawa.lg.jp>宛てメールにより競争参加資格確認申請

書を提出してください。

確認申請の結果については、所定の期限までに競争参加資格確認通知書により通知します。

5 入札参加資格がないとされた者の説明要求

入札参加資格がないとする旨の通知を受領した者は、通知日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始を除く。（以下「閉庁日を除く。」という。））に苦情申立書を3に記載する場所に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に回答します。

さらに、この回答に不服がある者は、回答書を受領した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再苦情申立書を3に記載する場所に持参することにより不服を申し立てることができます。

なお、説明要求及び再苦情の申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

6 入札日程

(1) 競争参加資格確認申請期限

令和8年5月19日（火曜日）正午

(2) 競争参加資格確認通知日

令和8年5月21日（木曜日）午後3時

(3) 仕様書等に関する質問及び回答

質問期限 令和8年5月13日（水曜日）午後5時

仕様等に関する質問がある場合は京浜臨海部再編整備協議会事務局<keihin.63@pref.kanagawa.lg.jp>宛てメールでお問い合わせください。質問に対する回答については、令和8年5月15日（金曜日）から「京浜臨海部再編整備協議会ホームページ」で閲覧に供します。再質問は認められません。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月26日（火曜日）

受付開始時刻 午前10時

受付締切時刻 午前10時30分

入札開始時刻 午前10時30分

開札開始時刻 入札書を入札箱に投函後、直ちに開札

イ 場所

神奈川県庁本庁舎5階会議室（地域政策課内）

（住所 横浜市中区日本大通1）

ウ 入札当日の持ち物

入札書（代理出席の場合は委任状も併せて必要）

競争参加資格確認通知書

身分証明書（運転免許証等、写真付きのもの）

筆記用具

エ 注意事項

- (ア) 本人以外の者が入札書を提出する場合は、委任状が必要となります。使者及び郵送による入札書の提出はできません。
- (イ) 入札会場への入室は、申請者又はその代理人（複数代理人（二以上の段階にわたり複代理人として選任されたもの）を含む）の方のみとさせていただきます。
- (ウ) 提出書類への押印は省略できますが、記載内容に誤字脱字がないことを必ず確認してください。なお、押印がある書類は引き続き有効な書類として取り扱います。この場合、提出書類に使用する印は一連の過程で同一のものとし、代表者にあつては本人印、代理人にあつては委任状の受任者使用印欄に押印された印でなければなりません。
- (エ) 入札参加者の本人確認をするので社員証や運転免許証等、身分を証明できるものを必ず持参してください。確認ができない場合は、入札参加を認めません。
- (オ) 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することとはできません。
- (カ) 入札書は、折って入札箱に投函してください。
- (キ) 入札を辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。

7 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 入札に関し要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

また、公正に入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、若しくはくじ引きにより入札参加者を決定することがあります。

(4) 無効な入札等

ア 次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (ア) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に反した入札
- (イ) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請又はその代理人（復代理人）の記名のない入札
- (ウ) 金額欄に金額の記載のないもの、金額が読み取れないもの、金額が訂正してあるものなど、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (エ) 条件を付した入札書を提出した入札
- (オ) 1 人 2 通以上の入札書を提出した入札
- (カ) 1 人で他人の代理も兼ねて参加した者又は 1 人で 2 人以上の代理をした者の入札

- (キ) 委任状を提出しない代理人（復代理人（2以上の段階にわたり複代理人として選任された者）を含む）のした入札
- (ク) 公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (ケ) 申請者、代理人（復代理人（2以上の段階にわたり複代理人として選任された者を含む））及び法人役員が暴力団等に該当する者の入札

イ 失格

入札開始時に入札会場に本人または代理人（復代理人）が不在の場合は、失格とします。失格となった者は、再度の入札に参加できません。

(5) 入札する金額

消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額としてください。落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。

(6) 代理人による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人に復代理人を選任する権限を委任する場合は、どの段階まで認めるかを委任状において明確にしてください。なお、どの段階まで認めるか明確な記載がない場合は、2以上の段階にわたり複代理人として選任された者を含むものとみなします。

ウ 復代理人が入札する場合は、前記の委任状のほかに代理人から復代理人への委任状も必要となります。

(7) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行います。

イ 再度の入札を含めて、当日の入札は2回までとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となったものは再度の入札に参加することはできません。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切ります。

(8) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出したもののうち、予定価格内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。当該価格の入札者が複数ある場合は、「くじ」により落札者を決定します。この場合、くじを辞退することはできません。

(9) 入札内訳書の提出

落札者は速やかに入札内訳書（任意様式）を京浜臨海部再編整備協議会事務局<keihin.63@pref.kanagawa.lg.jp>宛てメールで提出してください。

(10) 契約書の作成

ア 契約の締結に当たっては契約書の作成を要します。なお、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。

ウ 契約条項は、別紙契約書（案）のとおりです。

- エ 落札者は、落札決定の日から速やかに京浜臨海部再編整備協議会事務局で作成した契約書を受領し押印のうえ3に記載の入札に関する事務を担当する所属まで直接持参するか郵送で提出してください。
- オ 落札者が契約を締結しない場合には、当該効力を失います。ただし、落札者の責によるものでない場合は、この限りではありません。
- (11) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (12) 入札の無効等
落札者が契約締結までに次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合には、契約を締結しません。
- ア 地方自治法施行令第167条の4に規定に該当するものでないこと
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと
- ウ 談合の事実がないこと
- エ 2で定める入札参加者に求められる資格
- (13) 業者調査への協力
京浜臨海部再編整備協議会では、契約に係る予算執行の適正を期すために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。
- (業者調査への協力)
- 第19条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。
- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する発注者の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。
- (14) 暴力団排除に係る解除等
本入札を落札し契約する場合には、京浜臨海部再編整備協議会が「神奈川県暴力団排除条例」に基づき京浜臨海部再編整備協議会の契約から暴力団員等を排除する事項に、あらかじめ同意していただきます。